

成績評価・管理、卒業認定に係る細則

1 教育課程

(1) 教育目標

- | |
|--|
| <p>ア はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧科、はり、きゅう科</p> <ul style="list-style-type: none">a はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧の対象となる人々を人間として尊重することのできる人材の育成b はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧に関する基礎的知識・技術の習得 <p>イ 柔道整復科</p> <ul style="list-style-type: none">a 柔道整復の対象となる人々を人間として尊重することのできる人材の育成b 柔道整復に関する基礎的知識・技術の習得 <p>ウ 教員養成科</p> <ul style="list-style-type: none">a 臨床専攻課程（前期課程）
はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧に関して、豊かな人間性と高度な知識、技術を保持し有効、有用な施療のできる人材の養成。b 教員養成課程（後期課程）
はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧を自然科学の観点から論理的、客観的に考究し、時代に適応する学問体系として創造、発展させることのできる教育者の育成。 |
|--|

(2) 教育課程（カリキュラム）

各科授業科目一覧表を参照のこと。

(3) 単位時間数の考え方

授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定する。

講義科目は、15時間から30時間をもって1単位とする。

実習・実技科目については、30時間から45時間をもって1単位とする。

2 成績評価・管理、単位の付与

(1) 成績評価・管理

次項に示す試験結果に基づき、以下のとおり成績評価・管理を行う。

- ① 成績評価は受験した試験の結果に応じ、優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（60点未満）に区分する。
- ② 再試験・追試験の受験により合格（60点以上）した者については、試験の素点に関わらず評価は可とする。
- ③ 各学年・各学期の成績評価は、学業成績簿によって本人に通知するとともに学校において保管・管理する。

(2) 単位の付与

単位は、成績評価のほか、平素の学習状況、授業出席状況等を加味し、合格と判定された者に付与する。

3 試験

(1) 試験の詳細

本校は、学期ごとに期末試験（学科試験および実技試験）を行う。これらの試験は、単位認定を行うための重要な資料となる。

- ① 試験方法および評価方法
試験の形式は筆記試験および実技試験などによって行う。各科目とも100点満点法を用い60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。不合格となった者は、次項に示す再試験を受けなければならない。
- ② 受験資格
講義科目は授業時間数の3分の2以上、実習・実技授業は同5分の4以上を出席した者に対して受験資格を与える。ただし、試験終了後に授業があり、これを欠席したことにより必要な授業時間数を確保できなくなった場合、当該試験の受験結果は無効となる。
- ③ 試験の実施時期等
講義科目の試験は、原則として学期末に行う。実習・実技科目の実技試験は、担当教員の指示に従うこと。試験前にはあらかじめ試験時間割、試験実施の注意事項等を発表するので確認すること。
- ④ 受験上の注意
ア 試験会場内では監督者の指示に従うこと。指示に従わない場合、不正行為とみなされることがある。
イ 不正行為とみなされた場合、当該試験期間中の全ての科目が無効となる。
ウ 試験実施の詳細については、別途指示する内容に従うこと。
エ 試験開始30分以上の遅刻は、受験不可となり不合格となる。

(2) 再試験・追試験

前項に示す試験に不合格となった者に対しては再試験、病気その他のやむを得ない理由により試験を受験できなかった者に対しては追試験を実施する。

① 再試験・追試験の試験方法および評価方法

試験の形式は筆記試験および実技試験などによって行う。各科目とも100点満点法を用い60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。
なお、再試験・追試験は、点数が60点以上あっても学業成績簿上の記録は可となる。

② 再試験・追試験の実施時期等

再試験・追試験は、各学年、各学期の期末試験の試験結果に基づき、その当該学年、学期ごとに都度行うものとし、学年、学期を超えて実施しない。

(3) 再々試験

前項に示す再試験に不合格となった者に対しては再々試験を実施する。

① 再々試験の試験方法および評価方法

試験の形式は筆記試験および実技試験などによって行う。各科目とも100点満点法を用い60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。
なお、再々試験は点数が60点以上あっても学業成績簿上の記録は可となる。

② 再々試験の実施時期等

再々試験は、各学年、各学期の再試験結果に基づき、その当該学年、学期ごとに都度行うものとし、学年、学期を超えて実施しない。

4 進級・留年

(1) 進級判定会議の実施

試験成績、授業出席率、授業態度などを考慮し、進級判定会議により進級または留年を決める。

(2) 進級

各年次に履修する全科目に合格し、単位を取得した者は進級できる。

(3) 留年

各年次に履修する全科目に合格し、単位を取得しなければ進級が認められず、留年となる。ただし、留年となった場合でも基礎分野の科目については、取得した単位を認めるものとする。

5 卒業

(1) 卒業の要件

教育課程に定める全科目に合格し、単位を取得すること。

(2) 卒業

所定の単位を取得し必要な課程をすべて修了した者に対しては、学業評価のうえ、卒業証書を授与する。

附 則

1. この細則は平成30年4月1日施行
1. この細則は令和8年4月1日施行